

戸籍謄本の説明

- 相続人が、被相続人（亡くなられた方）より先に亡くなられていて代襲相続する場合は、該当する相続人の戸籍謄本もご用意ください。

この場合も、相続人がお生まれになってからお亡くなりになるまでが連続するようお取り寄せをお願いいたします。

- 相続人が兄弟姉妹の場合は、被相続人（亡くなられた方）の父母の戸籍謄本をご用意ください。

この場合も、父母がお生まれになってからお亡くなりになるまでが連続するようお取り寄せをお願いいたします。

なお、いずれの場合も、お生まれになってからお亡くなりになるまでの全ての戸籍謄本の取り寄せが困難な場合は、当店（またはお近くの呉信用金庫の店舗）にご相談ください。

- 市区役所・市町村役場に被相続人の除籍謄本を請求される場合は、窓口の担当者に以下の書面をご提示ください。

- 相続手続に関し、複数の場所に戸籍謄本等を提出する必要がある場合は、法務局が発行する法定相続情報をご利用になると便利です。

詳細な手続きについては、お近くの法務局にお問い合わせ下さい。

市区役所・市町村役場の職員の方へ

相続手続のため、被相続人様の出生から死亡まで繋がる全ての戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍、全部事項証明書）の交付をお願いいたします。

分家や家督相続等の理由により、前戸主等の戸籍謄本等に記載がある場合は、その戸籍謄本等の交付もお願いいたします。また、滅失等の理由により戸籍謄本等がない場合は、告知書の交付もお願いいたします。

なお、転籍の履歴がある等の理由により、貴役所（役場）だけで出生から死亡までの戸籍謄本が揃わない場合は、請求人様に対し、その旨をご説明いただくとともに、どこの役所（役場）で誰の戸主名で戸籍謄本等を請求すれば取得できるか等のご説明をしていただきますようお願いいたします。

呉信用金庫